

会津若松市水道部公告第8号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するため、次のとおり公告する。

平成31年4月19日

会津若松市水道事業管理者 吉田 秀一

1 業務の目的

会津若松市（以下、「本市」という。）の上水道事業は、昭和4年に通水を開始して以来、市域拡大や人口増加、近隣市町村との水道事業統合等に対応すべく、これまで10回の拡張事業を実施してきたが、近年の少子高齢化・節水機器の普及や工場の地下水利用等の社会的・経済的な変化や、平成23年3月11日に日本最大のマグニチュード9.0という未曾有の経験となる東日本大震災などの自然災害への対応など、上水道事業を取り巻く環境が大きく様変わりしてきている。また、先の国会において水道法の一部改正が可決され、「水道基盤の強化」が義務付けられ、高度成長期に布設、建設された管路や上水道施設が更新時期を迎えており、給水収益の伸びが低迷している中で、増大する事業費に対応すべく、計画的かつ効率的な事業運営が求められている。

このことから、本市上水道事業の現状を評価し、将来の見通しを分析した上で、計画的かつ効率的な事業運営に向けた実施計画の策定に取り組む必要があるため、平成30年12月に「会津若松市水道施設総合整備計画」（以下、「総合整備計画」という。）を策定した。

この総合整備計画の目標を達成するため、様々な見地からの検討を行った上で更なる具体的な個別の実施計画を民間事業者のノウハウを活用し策定することで水道基盤の強化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託

(2) 業務の内容

水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル要求水準書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成33年3月25日まで

(4) 委託料限度額

委託料の上限額は、73,700 千円までとする。

(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)

3 その他

参加資格など本件公募型プロポーザルの詳細については、下記による。

記

- 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項
- 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル要求水準書
- 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル受注候補者選定基準
- 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル様式集